

奈良県告示第四百二十八号

奈良県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年五月奈良県告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

なお、この告示の施行の際現にこの告示による改正前の奈良県開発登録簿閲覧規程第二条第二号の場所において閲覧することができた開発登録簿は、この告示による改正後の奈良県開発登録簿閲覧規程第二条第二号の場所において閲覧することができる。

平成二十二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。